

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）、公社、民間事業者 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

(2) 対象経費：

- ① 果樹団地の先行投資型整備支援
- ② 整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3) 補助率：

- ① 7/10〔国5/10、県2/10〕、市町村（任意）
- ② 定額〔国22万円/10a、県22万円/10a〕

5 募集期間

募集期間：新規計画の受付は、令和7年度で終了しております。

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興係
- (3) 電話番号：023-630-2453

さくらんぼ品種転換緊急促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

収穫時期の集中を避けるため、栽培面積全体の約7割を占める「佐藤錦」から晩生種等への改植に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業協同組合、青果物卸売事業者、果樹苗木生産販売事業者、農業者・農業法人が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 改植本数が1取組主体（農業者又は農業法人）につき3本以上であること
- ② 取組主体ごとに改植計画及び植栽図を提出すること
- ③ 令和9年3月末までに植栽を完了すること
- ④ 植栽から4年以内に改植前の「佐藤錦」を伐採すること
- ⑤ 重複する国又は県の補助事業を活用していないこと

(2) 対象経費

「佐藤錦」から晩生種等（※）への改植に要する経費

※ 「佐藤錦」と収穫時期を分散できる以下6品種

やまがた紅王（山形C12号）、紅秀峰、紅てまり、大将錦、紅さやか、紅ゆたか

(3) 補助率

定額 [2,000円/本]

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年4月、令和8年11月
(予算額に達した時点で受付を終了させていただきます)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部園芸大国推進課
- (3) 申込み先：JA、出荷団体、果樹苗木販売店等

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319

さくらんぼ結実確保緊急支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

さくらんぼの結実確保に向けて、買取りミツバチ、及び輸入花粉の導入に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業を営む法人、農業者・農業法人が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 市町村が県の補助に上乗せして補助金を交付すること
- ② 成果目標（さくらんぼの総販売額の増加）を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

(2) 対象経費

- 加温・無加温栽培で使用する1群当たり4,000匹以上の買取りミツバチの導入経費
- 輸入花粉の導入経費
- ※ 本体価格のみとし、送料等を含まない

(3) 補助率

1/2

〔県：1/3^{*1}、市町村：1/6^{*2}以上、（任意：生産者団体・市場1/12^{*3}以上）〕

^{*1} 1/3又は市町村が交付する金額の2/3のいずれか低い方

^{*2}すでに1/6以上の補助を実施していて、これを維持する場合など

^{*3}すでに1/12以上の補助を実施していて、これを維持する場合など

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和8年度第1期の新規募集は終了しており、次回第2期は令和8年11月～12月を予定しております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、又はJA等の生産者団体や生産組合を有する産地市場
- (3) 申込み先：最寄りの市町村、又はJA等の生産者団体や生産組合を有する産地市場

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興係
- (3) 電話番号：023-630-2453

農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○その他（農村振興、地域活性化）

2 事業概要

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設、農業集落排水施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援します。

3 利用対象者

市町村、農業協同組合、土地改良区、農業者の組織する団体、地域協議会等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 農山漁村振興推進計画を策定していること
- 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が800万円以上であること
- 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ha以上（中山間地域等5ha以上）であること

(2) 対象経費：

- 農村地域における農業農村インフラの管理の省力化及び高度化に必要な光ファイバや無線基地局など情報通信施設の整備費
- 情報通信施設を地域活性化やスマート農業に有効利用するための付帯設備の整備費

(3) 補助率：計画策定支援 定額 施設整備事業 1／2等

(4) その他：計画策定支援 原則2年以内 施設整備事業 原則3年以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：下記担当に確認してください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：下記担当に確認してください。
- (3) 申込み先：下記担当に確認してください。

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課
- (2) 担当（係）名：計画・スマート農業基盤担当
- (3) 電話番号：023-630-2506

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課
- (2) 担当（係）名：下記のとおり
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課	023-621-8388	（計画担当）
最上総合支庁農村計画課	0233-29-1341	（計画担当）
置賜総合支庁農村計画課	0238-26-6057	（計画担当）
庄内総合支庁農村計画課	0235-66-5553	（計画担当）

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性の向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、農業者が組織する団体、農業協同組合 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・ 生産コストの10%以上の削減
- ・ 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- ・ 農産物輸出の取組みについて、
 - ① 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 又は
 - ② 総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・ 労働生産性の10%以上の向上
- ・ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- ・ 施設エネルギー転換枠の場合、
 - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 又は
 - ② 燃油使用量の15%以上の削減

(2) 対象経費：

- 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が50万円以上）
- 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
- 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

(3) 補助率：1／2以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319

園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

稼げる園芸農業の追求に向け、農業者の収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業者団体、農業法人、農業協同組合等

※さくらんぼの省力化設備導入は、農業を営む個人（販売農家）も対象

※共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業は、農業協同組合等が対象

4-1 支援内容【既存事業】

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額の増加かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成（収益性向上対策事業のうち気候変動対応設備整備のみ）
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）

(2) 補助対象：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 新産地育成事業（資材・機械の導入）
 - ・ 農業栽培施設整備（ハウス整備、促成施設整備）
 - ・ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
 - ・ スマート農業技術活用（環境モニタリング、環境制御機器、運搬・防除ロボットの導入）
 - ・ 気候変動対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱 等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置 等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）

(3) 補助率：

- 1／3又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額

(4) 補助上限額：

- 収益性向上対策事業：3,000万円
- 労働環境設備整備事業：150万円
- 省力化推進事業：1,000万円

4-2 支援内容【R8新規事業】

(1) 補助要件：

- 成果目標「販売額又は所得額を増加すること」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 既設の設備、機械及びハウスの使用年数が、法定耐用年数を超えていること。

- 既設の設備、機械及びハウスに比べて機能向上が図られること。
- (園芸ハウス) 対象品目が果樹であり、経営主が 65 歳以上かつ後継者が決ま
ていない場合、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村や
農業委員会などに提供すること。
- 農業機械等にあつては、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する
補償を必須とする。)に加入すること。
- ハウスにあつては、農業共済等に加入すること。

(2) 補助対象:

- ① 園芸施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業
園芸施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入
(ヒートポンプ、内張多層カーテン、外張被覆資材、循環扇、環境制御装置、乗用草刈機、高
所作業台車 等)
- ② 共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業
共同利用施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入
(自動梱包ライン、画像選果機械、二次元コードシステム、冷蔵施設、その他選果・選別に必
要な機械 等)
- ③ 園芸ハウス導入緊急支援事業
保温性、採光性、強度、耐久性、作業安全性等の機能性に優れた園芸ハウスの
導入

(3) 補助率:

- 県 1 / 3 (市町村負担任意)

(4) 補助上限額:

- ①、③: 上限なし
- ② : 2,000 万円

5 募集期間

- (1) 募集期間(予定): 既存事業は令和 8 年 3 月上旬~4 月中旬
R 8 新規事業は令和 8 年 3 月上旬~5 月中旬
- (2) 申請書類(様式)の入手先: 最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先: 施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名: 農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当(係)名: 園芸団地推進担当
- (3) 電話番号: 023-630-2466

さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

さくらんぼの高温対策に必要な資材・設備等の導入に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業者団体、農業法人、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下の成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

○ 販売額又は所得額の増加

(2) 補助対象：

○ さくらんぼ高温対策資材、設備等

(遮光資材、白色反射シート、散水設備、井戸掘削、自動換気装置、選果機、作業場の冷房設備、冷蔵庫、無加温ハウス等)

(3) 補助率：

○ 1／3又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額

(4) 補助上限額：

○ 3,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和8年3月上旬～5月中旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2466

農業基盤整備促進事業費補助金（農業基盤整備促進事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

農業の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等に取り組む際に支障となる農地の区画狭小・排水不良や農業用水の不足等の課題解決に向けて、地域の実情に応じたきめ細かな対応を図るための農業用排水路等の農業生産基盤の整備に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：事業費200万円以上、農業者2者以上

(2) 対象経費：

○ 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地保全施設等の整備に要する工事費（ハード事業）

○ 営農支援のための対策（実証展示ほの設置、農産物の需給動向の把握、輪作体系の検討、販売先に係る調査、農業機械のリース等）に要する経費（ソフト事業）

(3) 補助率：64%以内（指定地域*は69%以内）

*過疎、山村振興、特定農山村、特別豪雪、離島、半島、急傾斜、指定棚田

(4) 補助上限額：(3)補助率により算定した額

(5) その他（補助を受けられる期間等について）：

○ ハード事業のみ実施する場合：最大3年

○ ソフト事業、ハード事業の両方実施する場合：最大5年

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：各総合支庁農村計画課

(3) 申込み先：各総合支庁農村計画課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：計画調整担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農村計画課 023-621-8388

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1340

置賜総合支庁農村計画課 0238-26-6057

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-5553